

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(1) 取引先との共存共栄

- 地域の食材生産者、製造設備メーカー、物流事業者等との長期的パートナーシップを構築します
- 取引先の事業成長を支援し、共に発展する関係を目指します
- 公正な取引条件を維持し、相互に利益のある取引を実現します

(2) 新たな連携の創出

- 既存の系列にとらわれず、優れた技術・製品を持つ中小企業との連携を積極的に推進します
- 食品製造における新技術・新素材の導入を通じて、イノベーションを創出します
- 地域企業との協業により、地域経済の活性化に貢献します

(3) オープンイノベーションの推進

- 異業種との連携による新商品開発を推進します
- スタートアップ企業との協業機会を模索します
- 知見・ノウハウの共有を通じて、業界全体の発展に貢献します

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはは正に積極的に取り組みます。

(1) 價格決定方法の適正化

- 原材料費、労務費、運送費等のコスト変動を踏まえた適正な価格交渉を行います
- 一方的な価格決定を行わず、取引先と十分な協議を行います
- 発注内容の変更があった場合は、速やかに取引条件を見直します

(2) 発注内容の明確化

- 発注時には、品目、数量、規格、納期、支払条件等を明確に提示します
- 書面またはメールにより発注内容を記録し、双方で確認します
- 仕様変更が生じた場合は、速やかに取引先と協議します

(3) 適正な支払条件の設定

- 下請代金の支払期日は、納品後60日以内とします
- 現金払いを基本とし、手形による支払いは極力避けます

(4) 型管理の適正化

- 取引先が保管する型・金型等については、適正な管理費用を負担します
- 不要となった型については、速やかに取引先に通知し、分について協議します

3.その他

①「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」の遵守

(1) 知的財産権・ノウハウの保護

- 取引先が有する知的財産権、ノウハウを尊重し、不当な利用を行いません
- 秘密保持契約を締結し、機密情報の管理を徹底します
- 共同開発により生じた知的財産権については、適正な配分を協議します

(2) 働き方改革への配慮

- 取引先の働き方改革の取り組みを尊重し、短納期発注を避けます
- 計画的な発注により、取引先の生産体制に配慮します
- 週末・夜間の発注・問い合わせを極力控えます

(3) 災害時の対応

- 自然災害等により取引先が被災した場合は、柔軟な取引条件の見直しを行います
- 復旧支援について、可能な範囲で協力します

② 新事業における具体的な取り組み

当社は、令和7年度より食品製造事業を新たに開始するにあたり、以下の取り組みを実施します。

(1) 地域企業との連携強化

- 岐阜県内の食材生産者から優先的に原材料を調達します
- 製造設備の導入にあたっては、地域の中小製造業者との取引を検討します
- 物流・包装資材等についても、地域企業との連携を重視します

(2) 取引条件の明確化

- 新規取引先との契約にあたっては、書面による契約書を締結します
- 発注から支払いまでのプロセスを明確化し、取引先の予見可能性を高めます
- 価格改定の際は、3か月前までに通知し、十分な協議期間を設けます

(3) 品質向上への共同取り組み

- 取引先と定期的な品質会議を開催します
- 品質改善のための技術支援・情報提供を行います

- 優れた取引先を表彰し、長期的な関係構築を図ります

③宣言の実効性確保

(1) 社内体制の整備

- 代表取締役を責任者とする推進体制を構築します
- 全従業員に本宣言の内容を周知し、理解を促進します
- 定期的に取り組み状況を確認し、必要に応じて改善します

(2) 取引先との対話

- 年1回以上、主要取引先との意見交換会を開催します
- 取引先からの相談・苦情に対して、誠実に対応します
- 取引条件の見直しについて、定期的に協議の場を設けます

(3) 情報発信

- 本宣言の内容を自社ホームページに掲載し、広く公表します
- 取引先に対して、本宣言の趣旨を説明します
- パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに登録し、取り組みを公開します

2026年1月5日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社コンタクトセンター 代表取締役 大田 薫
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）